たつの子ライフ・サービス運営規程

（認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業）

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人三共会が開設するたつの子ライフ･サービス（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員及び介護職員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態であり、認知症（介護保険法第 8 条第 16 項に規定する認知症をいう。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、適切なサービスを提供する。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援者であり、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。

3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って

日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

4　事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5　事業の実施にあたっては、板橋区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6　事業の実施にあたっては、地域住民、地域団体等の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

7　前各項のほか、「平成 25 年 3 月 8 日付東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（東京都板橋区条例第 17 号」及び「平成 25 年 3 月 8 日付東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（東京都板橋区条例第 18 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1　名　称　社会福祉法人 三共会　たつの子ライフ・サービス

2　所在地　東京都板橋区常盤台 3-24-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1　所　長　1 名

所長は管理者への指導助言、及び指揮命令を行う。

2　管理者　1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3　生活相談員　1 名以上（基準上必要な人数）

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、調整等を行う。

4　介護職員　　4 名以上（基準上必要な人数）

機能訓練指導員　1 名以上（基準上必要な人数）

介護職員、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）に基づき、サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営業日　単位 1　月曜日から土曜日

単位 2　月曜日から土曜日　（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

2　営業時間　　午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分

3　サービス提供時間　午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分

（利用定員）

第 6 条　事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

単位 1　10 名、単位 2　9 名

（指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容）

第 7 条　指定認知症対応型通所介及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

① 健康チェック

② 日常生活動作の機能訓練

③ 食事の提供

④ 排泄の支援

⑤ 入浴の支援

⑥ 送迎

⑦ 心身の活性化のための活動（介護予防）

（認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画）

第８条　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を個別に作成する。

２　認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

３　認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

４　認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。

５　認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を

行い記録する。

（指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料）

第９条　事業所が提供する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料・加算料は、別紙料金表（介護報酬の告示上の額）のとおりとし、法定代理受領サービスであるときは、その１割あるいは２割）の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

２　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（１）食費は１食 550 円、おやつ代 110 円、レクリエーション材料費（実費）を徴収する。

（２）おむつ代は１枚につき 200 円、尿取りパッドは１枚につき 100 円を徴収する。

（３）前各号に掲げるものの他、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

３　前各号の利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

４　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症

対応型通所介護事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条　通常の事業の実施地域は、板橋区とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 11 条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（１）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（３）ペットの持ち込みを禁止する。

3　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用対象者は、要介護状態、要支援状態であって認知症の状態にあるもので、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

（１）認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合

（２）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

4　利用申込者の利用に際して、介護支援専門委員等により当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

5　利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等

の適切な措置を速やかに講じる。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、他の緊急事態が生じたときは、速やかに救急対応を行い、119 番への救急要請を行い、親族等並びに主治医等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2　利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、板橋区、当該利用者の家族等、当該利用者の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡するとともに、事故報告の提出等、必要な措置を講じる。

3　利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

4　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5　利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 13 条　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2　非常災害に備えて、消防計画、風災害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理責任者または火気・消防等についての責任者を定め、年 4 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第 14 条　利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2　事業所において感染症が発生しない、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

（業務継続計画）

第 15 条　感染症や非常災害の発生時における業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2　定期的に研修や訓練を行い有事に速やかに業務を継続できるよう備える。

（高齢者虐待防止の推進）

第 16 条　虐待防止検討委員会を設置し、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講ずる。

2　虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（苦情処理）

第 17 条　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために「苦情申込窓口」を設置し必要な措置を講じる。

①　当事業所における苦情窓口

苦情受付担当　　[職名]管理者　肥田枝美　受付責任者　[職名]所長　：山﨑勉

03-3960-9058　月～金曜日　但し、祝日・年末年始を除く

② 行政機関その他苦情受付機関

・板橋区介護保険苦情相談室

03-3579-2079　月～金曜日　但し、祝日・年末年始を除く

・東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

03-6238-0177　　月～金曜日　但し、祝日・年末年始を除く

2　指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4　事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 7 若しくは法第 115 条の 17 の規定により板橋区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は板橋区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び板橋区が行う調査に協力するとともに、板橋区から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5　事業所は、提出した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第 18 条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が

策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、事前に利用者及びその家族の了解を得る。

（秘密の保持）

第 19 条　従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報の守秘義務を保持する。

2　事業者は、従業者が退職した場合に、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報の守秘義務を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を守秘するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営に関する留意事項）

第 20 条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体勢についても検証、整備する。

（1）採用時研修　採用後 2 ヶ月以内

（2）継続研修　年 2 回以上

2　運営推進会議は、利用者、区市町村職員、地域住民代表等に対し提供しているサービスの内容等を明らかにするため、年 2 回開催する。

3　事業所は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

4　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三共会たつの

ライフ・サービス所長が、定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

（但し、営業日の変更に関しては、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。）

一部改正：この規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正：この規定は、令和８年 4 月 1 日から施行する。